

環 管 — 668
平成28年7月13日

経済産業大臣 林 幹雄 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

由利大内ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価方法書
に対する意見について（通知）

環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定に基づく
環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- （1）環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係
る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法
の見直しを行う等、適切に対応すること。
- （2）設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、事業計画を具
体化する過程における検討事項及び結果、その判断に至った経緯を詳細に準備書
に記載すること。

2 個別的事項

（1）水質

対象事業実施区域周辺の貝井田沢の上流には水道水源地在存在することから、
工事の実施に伴う水の濁りの影響について、利水への影響を含めて適切に調査、
予測及び評価すること。

（２）動物（鳥類）

対象事業実施区域周辺にはイヌワシの飛翔やクマタカの営巣が確認されていることから、今後の現地調査においても継続的に注視して観察するとともに、事業の実施に伴う鳥類への影響について適切に予測及び評価すること。

（３）植物

対象事業実施区域内にはブナ等の二次林をはじめ植生自然度の高い森林が存在することから、十分な現地調査等により植生図を作成した上で、土地の改変による植物の生育環境への影響を適切に予測及び評価すること。

また、自然度の高い植生区分については、土地の改変に伴う樹木伐採を極力回避するため、風力発電機や工事用道路等の配置計画について十分に配慮すること。

（４）その他

対象事業実施区域には川大内街道跡（駒泣峠）が存在することから、地元住民や関係自治体等から情報を収集し、風力発電機や工事用道路等の配置計画について十分に配慮すること。